三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字後山一・三・四・二五の二・二六の一・字奥山二の一・二の四・四の三・字奥山前五の一（以上九筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を秋田県庁及び由利本荘市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十九年四月二十日
農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　秋田県大仙市協和上淀川字川又二六四の一
二　指定の目的　土砂の崩壊の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を秋田県庁及び大仙市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百二十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十九年四月二十日
農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　秋田県仙北市田沢湖生保内字大沢六一の三
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字大沢六一の三（次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を秋田県庁及び仙北市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百二十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十九年四月二十日
農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　秋田県由利本荘市矢島町川辺字金保陀羅六の一、字金ケ沢一、八の一、九の一
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字金ケ沢一・九の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を秋田県庁及び由利本荘市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百二十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十九年四月二十日
農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　秋田県由利本荘市岩城福俣字小滝ヶ沢四九（次の図に示す部分に限る。）、字桃ノ木台三一の一、五七、七七の一、一一二の一から一一二の六まで、一一二の一二、一一二の一三、一一二の一五、一一二の一六、一一二の一八、一一二の二〇から一一二の二五まで、一一三の一、一一三の二、一一三の六、一一四、一一四の一、一一五の一、字桑ノ木台九〇の一、一四六の七、一四六の八、一五〇の一、矢島町川辺字蕗平一の二、八、一九、二〇、二五、三一、三七、三九、四〇、字次郷尻五九の二、六一、七〇の四、七〇の五、七五、七八の三、八八の一、九三、九七、九九、一〇一から一〇四まで、一〇六、一〇九から一一二まで、一一五から一一七まで、字下次郷一、二、六、七、八の一、九五の三
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字小滝ヶ沢四九・字桃ノ木台三一の一・七七の一・一一二の一・一一二の二・一一二の四から一一二の六まで・一一二の一二・一一二の一三・一一二の一五・一一二の一八・一一二の二二・一一四・一一四の一・字桑ノ木台九〇の一・一四六の七・一四六の八・一五〇の一・字蕗平八・一九・二〇・三七・三九・字次郷尻七〇の五・七五・八八の一・九三・一〇二から一〇四まで・字下次郷一・二・六・九五の三（以上三十五筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を秋田県庁及び由利本荘市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百二十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十九年四月二十日
農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　秋田県由利本荘市新沢字台沢八〇の一、八〇の三、八二の一、八二の二、八三、八四の一、字滝ノ沢三の一、四、六、一〇、一一、一二の一、一三、一五の一、一五の四、一五の五、字中ノ沢四の一から四の七まで、四の九、四の一一から四の一三まで、四の一五、四の一六、四の一八から四の二二まで、四の二四から四の三二まで、四の三四から四の六三まで、四の六六、四の六八から四の七二まで、四の七五、四の七六、四の七八から四の八二まで、六、七の一、七の二
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字台沢八〇の一・八三・字滝ノ沢一一・一二の一・一三・字中ノ沢四の一・四の一一・四の一六・四の一八・四の二二・四の二八・四の五八・四の六〇・七の一（以上十四筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を秋田県庁及び由利本荘市役所に備え置いて縦覧に供する。）